

岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

岩手県公安委員会規則第5号

岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岩手県警察職員定数規則（昭和32年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）						
所 属		区 分	警察官	警察官 以外の 警察職 員	合 計	所 属		区 分	警察官	警察官 以外の 警察職 員	合 計
警察 本部	[略]					警察 本部	[略]				
	教育訓練者		<u>66</u>		<u>66</u>		教育訓練者		<u>69</u>		<u>69</u>
	[略]						[略]				
	計		<u>665</u>	[略]	<u>889</u>		計		<u>668</u>	[略]	<u>892</u>
[略]					[略]						
合 計			<u>2,112</u>	[略]	<u>2,431</u>	合 計			<u>2,115</u>	[略]	<u>2,434</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。